

特定空家対策事業概要 (St. 8) (H30. 5. 1 から施行)

1. 制度概要

空家特措法に基づく一連の措置の中で、行政代執行の実施に至るほかに、その状況に応じた現実的な処理方法として、所有者から土地建物の寄附を受け、市において除却工事を行い、敷地の公益的利用、又は、必要に応じて売却するなどの処理を行う制度。

2. 具体的な内容

① 寄附対象物件

- ・ 特定空家に指定された空家及びその敷地、並びに所有者等が所有権を放棄した動産。

② 寄附受けの条件

- ・ 所有者等に除却費用を負担する資力的能力が無いこと。
- ・ 土地、建物を同時に寄附することができること。
- ・ 土地、建物に抵当権等、第三者の権利が設定されていないこと。
- ・ そのほか、寄附受けにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが認められること。

③ 申請書類

- ・ 寄附申込書（土地未確定の場合、公簿での寄附も可とする）
- ・ (土地) 登記承諾書
- ・ 動産の所有権放棄にかかる誓約書
- ・ 印鑑証明書

④ 敷地（除却後）の処理

- ・ 再建築可能かどうかの判定 \Rightarrow 公募売却
 ↓ no yes
- ・ 公共的土地利用（ポケットパーク、避難所など）が可能かどうか判定 \Rightarrow 整備及び適正管理
 ↓ no yes
- ・ 隣地所有者に売却可能かどうか判定 \Rightarrow 随意契約による売却
 ↓ no yes
- ・ 地元町会等に管理委託可能か判定 \Rightarrow 町会管理
 ↓ no
- ・ 市による管理（長期保有の可能性あり）

⑤ 手続きフロー 別紙参照